第 4 章

基本理念等に基づく施策について

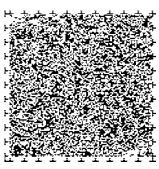

第 4 章　基本理念等に基づく施策について

第1節　施策の体系

○ 前荒川区障がい者総合プランにおける施策体系を継承しつつ、国の基本指針の改正内容や区が抱える障がい福祉の課題等を踏まえ、施策に反映します。

○ 施策体系図は、下表のとおりとなりますが、網掛け部分については、特に優先度の高い施策を重点施策に位置付けたものです。

【施策体系図】

基本理念	基本目標	基本方針	施策名（第5期荒川区障がい者プラン）	
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち　あらかわ ～生涯住み続けられる地域社会の実現～	**基本目標1** 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	**〈基本方針1〉** 障がい者の相談・支援体制の充実	1－(1) 総合的な相談支援体制の充実	1－(2) 計画相談支援・障害児相談支援
			1－(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1－(4) 虐待防止対策の推進
			1－(5) 成年後見制度の利用支援等	1－(6) 自立支援協議会の運営
			1－(7) 自殺予防の推進	1－(8) 震災時等への備え
		〈基本方針2〉 バリアフリーの推進	2－(1) 意思疎通支援の充実	2－(2) バリアフリーの環境整備
			2－(3) 障がい者差別の解消	
	基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	**〈基本方針3〉** 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3－(1) グループホーム等の居住支援の推進	3－(2) グループホームの運営支援
			3－(3) 医療費の助成、健康管理の支援	3－(4) こころの健康管理支援の体制整備
			3－(5) 荒川ばん座位体操の実施	3－(6) 在宅系サービス等の提供
			3－(7) 本人、保護者への経済的支援	3－(8) 利用者負担軽減
		〈基本方針4〉 障がいのある子どもの健全育成	4－(1) 障がい児支援の充実	4－(2) 障がい児の保育・教育
			4－(3) 学齢期の子どもへの支援の充実	4－(4) 医療的ケア児等の支援
	基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進	**〈基本方針5〉** 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5－(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練等	5－(2) 機能訓練
			5－(3) 施設入所支援・障害児入所支援	5－(4) 就労支援の強化
			5－(5) 福祉的就労の支援	5－(6) 同行援護・行動援護・移動支援
			5－(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援	5－(8) パラスポーツの推進
			5－(9) 文化芸術活動の促進	5－(10) 地域活動支援センターの運営
			5－(11) 障害者福祉会館の運営	

第2節　重点施策

○　区が重点的に取り組むべき施策については、前障がい者総合プランで定めた8つの重点施策を継承するとともに、新たに「医療的ケア児等の支援」を重点施策とし、合わせて9つの施策を重点施策として定めます。

○　各重点施策における考え方や取組の方向性については、以下の表のとおりです。

重点施策①	施策1－(1)　総合的な相談支援体制の充実

令和2年11月に「基幹相談支援センター」を設置し、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援を実施してきました。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であることから、引き続き、関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の強化に取り組んでいきます。

また、強度行動障がいを有する方など、支援ニーズの把握に努め、支援体制の構築に向けた検討を進めていきます。

重点施策②	施策1－(3)　福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進

障がい者が安心して地域で生活し、社会参加の機会を確保していくために、入所施設や精神科病院等で生活する障がい者の地域での生活のニーズを適切に把握し、地域生活への移行について、支援を行っていく必要があります。

そのために、地域移行支援、地域定着支援等の障害福祉サービスの活用を図るとともに、自立支援協議会の地域移行部会を通じ、ニーズ把握、地域の基盤整備や本人の意向に沿った支援等を行っていきます。

重点施策③	施策2－(1)　意思疎通支援の充実

令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、共生社会の実現のためには、円滑な意思疎通等がますます重要となります。

区では、手話言語条例の制定、コミュニケーション支援事業やICTを活用した遠隔手話通訳等サービスなどを実施してきましたが、引き続き実施するとともに、さらなる利便性の向上等について検討を進めます。

重点施策④	施策2－(3)　障がい者差別の解消

令和3年に障害者差別解消法が一部改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

誰もが安心して共に暮らせる社会を実現するためには、障がいに対する関心や適切な認識を広げることが大切であるため、障がい理解の促進について、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を実施していきます。

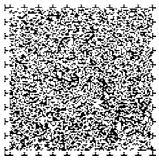

重点施策⑤	施策3－(1) グループホーム等の居住支援の推進

地域での安心した生活を確保するため、区はグループホームを運営する民間事業所の誘致等に努めてきましたが、重度障がい者を受け入れるグループホームについては、依然として不足している状況にあります。

重度障がい者のグループホームを増やすため、重度障がい者のグループホームに対する施設整備費補助事業等により、開設を促進していきます。

重点施策⑥	施策4－(1) 障がい児支援の充実

障害児通所支援利用者は年々増加傾向にあり、障がい児支援の充実を図るためには、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築が重要になります。

荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を行い、障がい児等に対する高度な専門性に基づく支援や療育の質の向上、インクルージョンの推進など、障がい児支援の中核となる機関として、地域支援体制の構築を進めていきます。

重点施策⑦	施策4－(4) 医療的ケア児等の支援 【新規】

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるとともに、その家族が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、「医療的ケア児支援法」が施行されました。

区では、医療的ケア児等支援協議会の設置、コーディーネーターの配置や家庭家事サポート等の事業を実施しております。今後もさらなる支援のため、事業の周知や新たな事業の検討等を図り、医療的ケア児等への支援の強化を進めていきます。

重点施策⑧	施策5－(4) 就労支援の強化

障がいの種別や程度にかかわらず、個々の能力や適性を十分に発揮していくために、就労支援の強化への取組は重要になります。法定雇用率が段階的に引き上げられるとともに、短時間労働者も雇用率の算定に含まれるなど、障がい者の就労機会が拡大されていきます。

障がい者の就労機会が拡大される中、就労面での支援や生活面でのさらなる支援が必要となり、就労支援センターじょぶあらかわをはじめ、就労移行支援や就労定着支援を通じ、関係機関と連携を図りながら、就労支援の強化を進めていきます。

重点施策⑨	施策5－(9) 文化芸術活動の促進

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会を目指すことが重要になります。

引き続き、アクロスあらかわや生活実習所等の施設で制作した作品について、区内施設を活用した展覧会等を定期的に開催し、地域交流を図りつつ、障がい者が芸術文化に触れる機会や活動に参加する機会の拡充を図ります。

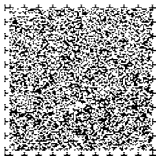

第3節 【基本方針1】障がい者の相談・支援体制の充実

◆ 施策1－（1） 総合的な相談支援体制の充実 【重点施策①】

（1） 主な現行事業

事業名	内容
区の窓口	障がい者の個々の状況に応じた、きめ細やかな相談・各種の支援と助言を行っています。
荒川たんぽぽセンターにおける相談事業	心身障がい児者等についての福祉・医療・発達・訓練等に関する相談に応じて、適切な問題解決が図られるよう援助します。また、障がい当事者によるピアカウンセリングも実施しています。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的な事例に対し、相談・助言を行っています。
精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）	精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進しています。
精神障害者相談支援事業所(コンパス)	精神障がい者の相談に応じるとともに、関係機関と連携した相談支援体制を構築し、より多くの障がい者に対し、適時適切な支援を行っています。
地域生活支援拠点等	障がい者の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等の機能を有する拠点機能事業所の認定を行い、支援体制の構築を行っています。
難病相談室	荒川区医師会は難病・膠原病の検診を実施しており、専門医の診察により潜在する難病患者の発見と区職員及び関係機関による保健・福祉面からの療養相談を行っています。
こころの健康相談	精神科医と民間相談員により、本人・家族及び関係者を対象に、精神障がいの早期対応、早期発見、早期治療及び社会復帰に関する相談を受け地域、職場での安定した生活ができるよう支援しています。
障害者相談員	身体障がい者や知的障がい者、その家族に対し、民間相談員による各種相談、日常生活の援助等社会的自立のための各種支援を行っています。

（2） 現状と課題

○ 令和２年11月に基幹相談支援センターを開設し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病など様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援体制を整備しています。

○ 区においては、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点等の機能を備えた複数の事業所による「面的」な体制を整備しています。また、その機能を担う事業所を「拠点機能事業所」とし、令和4年度末で7事業所を区で認定しています。加えて、地域生活支援拠点等の機能の充実及び強化を行うため、地域生活支援拠点等の実績等を踏まえた運営状況の検証の方法等について検討を行う必要があります。

【拠点機能事業所の認定状況】

	事業所名	担う機能
1	荒川区障害者基幹相談支援センター	相談、専門的人材の確保及び養成、 地域の体制づくり
2	荒川区精神障害者相談支援事業所 (コンパス)	相談
3	ソラティオ23	相談、緊急時の受入れ及び対応、 体験の機会及び場の提供、地域の体制づくり
4	支援センター アゼリア	相談、地域の体制づくり
5	アクロスあらかわ	相談、地域の体制づくり
6	スクラムあらかわ	相談、緊急時の受入れ及び対応、 体験の機会及び場の提供
7	グループホームひぐらし	緊急時の受入れ及び対応、 体験の機会及び場の提供

○ 支援センターアゼリアは、平成15年1月に開設し、地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する拠点として活動を行っています。一方で、建物は昭和43年度に建築された建物を使用しており、建物の老朽化が進んでいるため、精神障がい者の地域生活を支援する拠点としてより一層安心・安全な運営の場の確保が必要になります。

○ 障がい分野以外にも高齢分野や子ども分野などの様々な課題を抱えた家庭、いわゆる重層的・複合的な課題を抱える家庭に対し、各関係機関と連携をして、さらなる相談支援体制の構築が必要となります。

○ 区では、障害福祉サービスの支給決定を行う際の区分認定調査において、強度行動障がいを有するかどうかの確認を行い、それに応じた支給決定を行っているところですが、より詳細な支援ニーズの把握や支援体制の確保が必要となります。

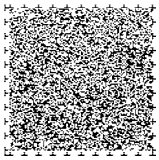

（3） 今後の方向性

○ 基幹相談支援センターでは、主に障がい分野における重層的な課題を抱えた事例について、相談支援事業所や関係機関からの相談に応じ、専門的な支援・助言を行うとともに、その事例を通じて関係機関とのさらなるネットワークの構築・強化を行っていきます。引き続き、基幹相談支援センターのさらなる活用に向け、認知度向上に向けた周知を行うとともに、区内の相談支援事業所に対するモニタリング検証等を通じ、地域全体の相談支援体制の強化を行います。

○ 地域生活支援拠点等の機能を備えた拠点機能事業所の整備を行ってきましたが、拠点機能事業所の機能強化・充実を図るため、自立支援協議会の専門部会等を通じて、運営状況の検証・検討を行い、障がい者の地域生活の支援体制の充実を行います。

○ また、さらなる地域生活の支援に向けて、拠点機能事業所等との連携強化など効果的な支援体制の構築を進めるにあたり、その中心的な役割を担う「地域生活支援拠点等コーディネーター」を配置します。【新規】

【地域の支援体制の整備イメージ】

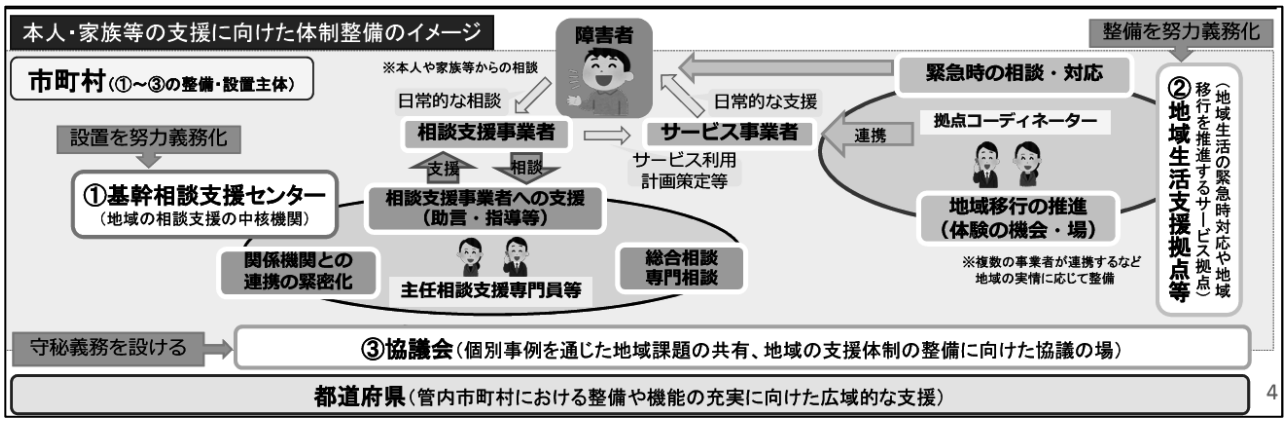

※厚生労働省の資料より

○ 支援センターやコンパスの認知度向上に向け、さらに周知を行うとともに、精神障がい者の地域生活の支援の拠点となる支援センターアゼリアのより一層の安心・安全な運営を確保するため、建物の建替え等について検討を進めていきます。

○ 区の相談支援等の既存の体制を活かしつつ、地域住民の重層的・複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を行うため、重層的支援体制整備事業について、検討を進めていきます。

○ 強度行動障がいの方に対する支援体制の確保を図るため、対象者への実態調査を実施し、より詳細な支援ニーズの把握を行い、支援策の検討を行います。【新規】

◆ 施策1－（2） 計画相談支援・障害児相談支援

（1） 主な現行事業

事業名	内容
計画相談支援事業、 障害児相談支援事業	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するにあたり、本人の希望や生活環境等を踏まえ、適切なサービスの利用計画の作成を行います。また、支給決定後は、サービスの利用状況や本人の状況などの確認を定期的に行い、必要に応じて計画の変更を行います。

（2） 現状と課題

○ 計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所は、区において事業所の指定を行っています。令和5年8月時点では、区内に11事業所の指定を行っており、そのうち、障害児相談支援を行う事業所は9事業所となっています。

○ 障害福祉サービスや障害児通所支援の利用にあたっては、サービス等の利用計画の作成が必要になります。利用計画は、相談支援事業所を通しての作成若しくはご自身で計画を作成するセルフプランの2種類がありますが、障害者手帳の取得者数や手帳不所持者の障害児通所支援利用者の増加により、やむを得ずセルフプランによって、サービスを利用している方がいる状況です。

○ 相談支援事業所は、利用計画作成後、一定期間ごとにサービスの利用状況等についてモニタリングを行っています。相談支援事業所が行うモニタリング結果に対し、基幹相談支援センターが検証することで、相談支援事業所及び相談支援専門員の質の向上を図っています。

○ 区内の相談支援事業所を対象とした事業所連絡会を月に1回開催し、各事業所における活動状況や情報共有を行うなど、連携体制を確保しています。

（3） 今後の方向性

○ 計画相談支援や障害児相談支援の利用を必要としている方が円滑にサービスを利用できるよう、相談支援事業所における相談支援専門員の稼働率のさらなる向上、相談支援事業所の体制の強化を働きかけるとともに、新たな事業所の誘致にも努めていきます。

○ 相談支援事業所に対するモニタリング結果の検証を実施し、相談支援事業所のさらなる質の向上を図っていきます。

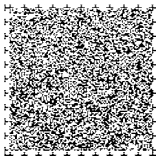

◆ 施策1－（3） 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進 【重点施策②】

（1） 主な現行事業

事業名	内容
地域移行支援事業	施設や病院に入所等をしている人が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等への移行を支援しています。
地域定着支援事業	単身等で生活する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時などに必要な支援を行っています。

（2） 現状と課題

○ 地域での生活を希望する方々が、安心して地域生活を送るためには、地域全体で支える体制を確保する必要があります。そのためには、本人やその家族のニーズを把握するとともに、関係機関との連携を図り、地域資源を最大限活用していくことが必要です。

○ 自立支援協議会の地域移行部会を通じ、知的障がい者においては、障害区分認定調査の訪問時における聞き取り、精神障がい者においては、長期入院されている方々への調査実施など、ニーズの把握に努めています。

○ 令和5年度には、重度障がい者を受け入れるグループホームや生活介護施設に対する施設整備補助事業を開始し、地域移行を行うための受け皿の確保に向けた取組を進めています。

【サービス利用者数及び入院患者数（令和4年度）】

	地域移行支援	地域定着支援	施設入所支援	都内精神科病院への入院※
人数	1人	36人	116人	134人

※都内精神科病院への入院患者数については、令和3年度厚生労働省630調査を参照

（3） 今後の方向性

○ 障害区分認定調査時や自立支援協議会の地域移行部会などを通じ、地域生活への意向を調査し、各関係機関との連携を図りつつ、地域移行に向けた障害福祉サービスの利用促進に向け取り組んでいきます。さらに、精神障がいによる長期入院患者については、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の推進を進め、地域移行に取り組みます。

○ 地域移行先となるグループホームや生活介護施設について、障がい者グループホーム等施設整備事業の活用の促進を図る等、地域資源の開発に努めます。

◆ 施策1－（4） 虐待防止対策の推進

（1） 主な現行事業

事業名	内容
虐待防止センター	区では、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、虐待を発見した場合の通報窓口である虐待防止センターの設置・運営を行っています。
虐待防止の普及啓発	虐待防止の啓発のため、パンフレットの配布や虐待防止講演会を開催しています。
指導検査事業	区内の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対し、給付費等の支給及び施設運営の適正化を図るため、指導検査を実施しています。

（2） 現状と課題

○ 虐待発見時の通報窓口となる虐待防止センターを設置し、夜間や休日の閉庁時については、委託先のコールセンターに繋がるなど、24時間受け付けることができる体制を確保しています。また、パンフレットの作成及び配布や区内の事業者向けの虐待防止講演会を開催するなど、区民や事業所へ向けた普及啓発も実施しています。

○ 虐待の通報があった場合、虐待の事実の有無や緊急性等を判断するため、管理職を中心とした「虐待緊急コア会議」を行い、通報に対応しています。

○ 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等については、令和3年度より、利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会の設置など、虐待防止の措置が努力義務化となり、令和4年度からは、虐待防止の措置が義務化となりました。

（3） 今後の方向性

○ 虐待防止センターの運営を行い、いつでも虐待の通報や相談できる体制を確保していきます。また、障がい者の虐待防止について、パンフレットの配布や虐待防止講演会の開催を通じて、より一層虐待の理解を深める取組を行います。

【パンフレット】

○ 虐待の通報があった場合には、速やかに虐待緊急コア会議を開き、組織的な対応を行うとともに、その後の処遇方針等については、関係機関と連携を図り、障がい者本人の支援を行っていきます。

○ 区内の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等については、虐待防止講演会等により、虐待の理解促進を図るほか、指導検査等により、虐待防止対策のさらなる適正化を進めていきます。

◆ 施策1－（5） 成年後見制度の利用支援等

（1） 主な現行事業

事業名	内容
親なき後支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち自分自身で十分な判断をすることができない方について、福祉サービスの適切な利用契約締結や身上監護、財産管理のための支援等を行っています。

（2） 現状と課題

○ 成年後見制度の普及啓発のため、パンフレットの作成や基幹相談支援センターによる権利擁護研修の実施などを行ってきました。障がい者実態調査の結果を見ると、徐々に認知度は上がっておりますが、制度自体が複雑であることから、利用者は少数となっており、周知と利用支援が重要となります。また、本人申立てが困難な場合に、区長による後見開始の申立てを行い、それに伴う事務費及び後見料等助成等を行っています。

【障がい者実態調査から見る成年後見制度の認知度の推移】

	平成16年度	平成22年度	平成29年度	令和4年度
知的障がい者	16.2%	34.2%	41.7%	45.2%
精神障がい者	16.2%	23.1%	35.2%	39.7%

【区長申立て件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区長申立て件数	1件	4件	1件	1件

○ 個人別ライフプランの作成支援のため、「個人別ライフプランナー」による個人相談を行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、相談件数は減少しており、個人別ライププランの必要性や作成支援を周知していく必要があります。

○ 荒川区社会福祉協議会では、「成年後見センター ・ あんしんサポートあらかわ」の運営を行っており、福祉サービス利用援助、成年後見制度の制度説明や申立ての相談・支援を実施しています。さらに、成年後見制度の申立て費用の助成や成年後見人等への報酬の助成等を行っており、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

（3） 今後の方向性

○ 成年後見制度は、制度や利用方法が難しいことから、荒川区社会福祉協議会と連携を図り、制度のさらなる理解促進や利用する際の手続きの支援・費用の助成等に取り組みます。また、個人別ライフプランの作成支援については、引き続き、事業の周知を図るとともに、様々な場面で説明会の開催などを行っていきます。

◆ 施策1－（6） 自立支援協議会の運営

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障害者地域自立支援協議会運営事業	障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者によるネットワークの構築と個別支援の場として、自立支援協議会を運営しています。

（2） 現状と課題

○ 区では、障がい者が地域で安心して自立した生活を送れる社会の実現を目指すため、当事者の代表・障害福祉サービス等事業所・雇用・教育・医療等の地域の関係機関が連携して、情報の共有及び協働を図るためのネットワークを構築することを目的とし、自立支援協議会を設置・運営をしています。

○ 自立支援協議会には、地域のニーズや課題に応じて、専門的に検討を進められるよう、相談支援部会・地域移行部会・しごと部会・医療的ケア児等支援部会の4つの専門部会を設けて活動をしています。また、一部の部会の中には、テーマごとにワーキンググループを設け、さらに細分化を図り、地域課題の解決に向け、取組を進めています。なお、地域課題の抽出及びその課題を踏まえての支援体制の整備につなげていくためには、地域のニーズを把握する必要があります。

○ 専門部会の一つである相談支援部会において、令和5年度から障がいのある子ども等に関することや支援体制等について、検討を行うために「子どもワーキンググループ」を設けました。

（3） 今後の方向性

○ 自立支援協議会や各部会での個別の検討を通じ、地域の関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、地域の課題解決に向け、地域の関係機関との協働を図ります。また、新たに設けた「子どもワーキンググループ」において、障がい児支援の支援体制等の検討を行い、設置を予定している児童発達支援センターを中心とした連携体制の確保を図ります。

○ 地域のニーズや支援課題を把握していくために、自立支援協議会等における個別の事例の検討を通じた地域課題の抽出・把握を図り、支援体制のさらなる強化等につなげていきます。

【自立支援協議会体系図】

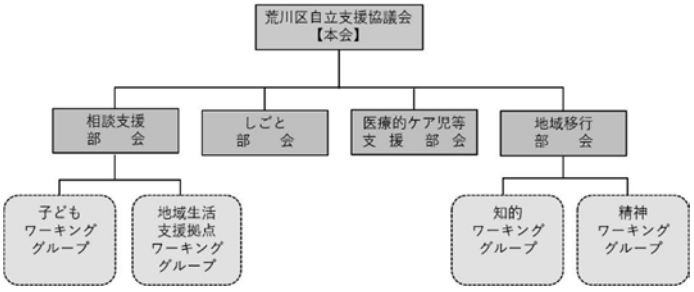

◆ 施策1－（7） 自殺予防の推進

（1） 主な現行事業

事業名	内容
自殺予防対策事業	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、ゲートキーパー研修、大学病院と連携した自殺未遂者支援、若年世代の自殺予防相談、図書館等と連携した普及啓発事業に取り組みます。

（2） 現状と課題

○ 平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、令和元年度に「荒川区自殺対策計画」を策定しました。荒川区自殺対策計画は、「基本施策」・「重点施策」・「生きる支援の関連施策」の3つの施策から構成され、「かけがえのない命」を守り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、各施策の取組を進めています。

○ 区内の自殺者の現状は、以下の表のとおりとなっています。新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中、経済的・心理的な影響により、令和3年度の自殺者は増加してしまいましたが、令和4年度は例年の傾向となっています。中でも若者や高齢者の自殺者が多い傾向となっているため、年齢層のニーズにあった啓発活動などが必要となります。

【区内の自殺者の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自殺者数	31人	39人	37人	52人	35人

○ また、人材育成の取組として、自殺のサインに「気づく」、「つなげる」、「支える」ため、命の門番となるゲートキーパーの研修を毎年開催し、区の職員や区内関連事業者も対象とし、人材の育成を行っています。また、区民を対象とした自殺対策講演会の開催や相談窓口等の啓発活動などを行い、普及啓発に取り組んでいます。

（3） 今後の方向性

○ 関係機関や関係部署等との連携を図り、ゲートキーパー研修や自殺対策講演会を含めた普及啓発活動を行うなど、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応が出来るような取組をさらに進めていきます。

○ また、普及啓発活動を進める中で、SNSを活用した発信など、その年齢層に応じた情報発信をより一層進めていきます。

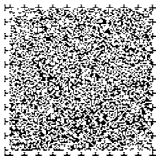

◆ 施策1－（8） 震災時等への備え

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい者の福祉避難所	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障がいの程度が高く、一次・二次避難所での避難生活の困難な避難者が避難するための専用施設を指定しています。
避難行動要支援者登録事業	地震や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認を迅速に行い、避難誘導や救命活動を支援するために、要援護者名簿を作成し、地域での援護体制を整備しています。
ヘルプカードの配布	障害者手帳所持者に限らず、難病の方、発達障がいの診断を受けた方、その他必要な方が緊急の際に、周囲の方へ自己の障がいの状況や緊急連絡先を伝えられるように、ヘルプカードを配布しています。
日常生活用具給付事業（自家発電装備等）	災害時の安全確保等のため、在宅人工呼吸器使用者に対して自家発電装備等の購入費の一部の助成をしています。
指導検査事業【再掲】	区内の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対し、給付費等の支給及び施設運営の適正化を図るため、指導検査を実施しています。

（2） 現状と課題

○ 現在、区では福祉避難所を13施設指定しており、施設に対して施設ごとの福祉避難所開設マニュアルの配付や MCA 無線の配備など、災害時の運営・連絡体制の確保や強化を行っています。また、福祉避難所における備蓄品の配備及び定期的な買い替えを行い、災害時等に備えています。

○ 令和4年度に実施した障がい者実態調査の結果、地震等の災害時における一人での避難の有無や避難時の援助者については、以下のとおりとなりました。一人で避難ができず、援助者も特にいないという方に対して、地域での援護体制が必要となります。

【障がい者実態調査から見る災害時の避難について】

	身体	知的	精神	難病	障がい児	医療的ケア児等
一人で避難ができない方	44.4%	68.7%	26.8%	16.7%	30.7%※	49.4%
内、援助者が特にいない方	14.0%	2.1%	29.9%	13.2%	7.0%	3.7%

※未就学児の場合は、保護者が一人で子どもを連れて避難できない割合

○ 地震等の大規模災害による停電等の際にも人工呼吸器を使用することができるよう、日常生活用具の給付対象について、自家用発電装置等の品目を拡大しました。

○ 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の要件に該当する障がい者を名簿に登録しています。名簿については、情報提供に同意した方のみ避難支援関係者に情報共有を図り、災害時における地域での避難支援体制の強化を図っています。

○ 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等は、感染症や災害の発生時に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施等について、令和3年度から努力義務化、令和6年度からは義務化となっています。

（3） 今後の方向性

○ 福祉避難所での避難訓練の実施や備蓄品の整備などを行い、震災時等の備えを強化していきます。

○ 震災時等への備えとして必要な日常生活用具について、令和4年度に品目の拡大を図ったところではありますが、さらに利用者のニーズの把握に努め、品目や対象者等の拡大など、調査研究を進め、柔軟に対応していきます。

○ 避難行動要支援者名簿への登録を随時行うとともに、登録を受けた方に係る災害時の支援に必要な情報等をあらかじめ記載する「個別避難計画」の作成について、対象者の状況を見極めつつ、作成率の向上に向け、事業の周知を行っていきます。【充実】

○ 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等における災害・感染症への取組について、研修制度の周知や指導検査等により、適正化を進めていきます。

【ヘルプカード】

第4節 【基本方針2】バリアフリーの推進

◆ 施策2－(1) 意思疎通支援の充実 【重点施策③】

(1) 主な現行事業

事業名	内容
手話言語条例の制定	手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重しながら、地域社会の実現を目指すため、荒川区手話言語条例を制定しました。
コミュニケーション支援事業	障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を提供することにより、日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図っています。
遠隔手話通訳等サービス及び電話代行サービス事業	手話ができるオペレーターを活用した窓口支援や電話代行サービス等を行い、いつでも窓口での手続きや相談ができるよう支援体制を確保しています。
手話講習会事業	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する人を養成しています。
聴覚障がい者相談事業	障害者福祉課に手話通訳者を配置して相談日を設け、聴覚障がい者の各種相談の円滑化を図っています。
盲ろう者生活支援推進事業	視覚障がいと聴覚障がいが重複し、コミュニケーションを取ることが難しい盲ろう者に対し、安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加の機会を確保しています。
福祉電話事業	難聴又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減しています。
図書館における障がい者サービス	図書館への来館が困難な方や活字図書の利用が困難な方に対し、図書館を利用できるよう、様々なサービスを提供しています。
デイジー図書等による区報・便利帳	視覚障がい者のための音声によるデイジー図書等で区報や便利帳を配布し、さらにホームページでも音声データを掲載しています。

（2） 現状と課題

○ 手話が言語であるとの理解を広げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に認め合う社会の実現を目指すため、平成30年7月に「荒川区手話言語条例」を施行しました。本条例の下、手話の普及のための施策の推進に関する検討等を行うため、「荒川区手話言語普及施策検討委員会」を設置し、定期的に施策等の検討を行っています。また、手話の普及・啓発や障がい者と区民との交流を図るため、イベントを定期的に開催しています。

○ テレビ電話遠隔手話通訳・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を障害者福祉課をはじめ、区内4カ所に配置し、聴覚障がいや音声・言語障がいのある方への窓口支援を行っています。また、ご自身のスマートフォンを使って、自宅からでも外出先からでも、オペレーターと手話等を通じて、リアルタイムでコミュニケーションができる電話代行サービスも行っています。障がい特性に応じたコミュニケーションが円滑に行えるよう、コミュニケーション手段の確保が必要となります。

○ 区では、聴覚障がい者及び言語障がい者や法人等に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っていますが、需要等を踏まえ、必要な方にサービスが行きわたっているか、定期的に見直しが必要です。また、派遣事業を円滑に行い、社会参加を促進するためには、手話通訳者の育成及び確保が重要となります。

○ ゆいの森あらかわをはじめ、区内の各図書館では、障がいの有無に関わらず、誰でも読書ができるよう、自宅への図書の配達・郵送サービスや、録音図書・デイジー図書・点字本・大活字本・LLブック等の貸し出しなどを行っています。ゆいの森あらかわや尾久図書館等では、難聴者の聞こえを支援するヒアリングループや対面音訳室を設けるなど、環境整備を進めています。

○ また、ゆいの森あらかわにおいては、令和4年度から、図書館における障がい者向けサービスの認知と利用の促進を図るため、バリアフリー図書展示会を実施するとともに、令和5年度から、本を読むことが難しい方を対象に、ボランティアの方が読み聞かせを行う代読サービスを開始しました。

（3） 今後の方向性

○ 障がいの有無によらず、自立した生活や社会参加を促進するためには、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援が必要となります。ICTを活用した遠隔手話通訳等サービスなどを行っていますが、ICTを活用したコミュニケーション支援について、より一層障がい特性に応じた支援を研究していきます。

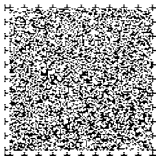

○ 手話通訳者等の派遣事業について、要望に応じた派遣が円滑に行えるよう、年10回までとしている派遣回数制限を撤廃するとともに、制度の安定的な運営に向け、手話講習会を開催する等、人材育成に取り組みます。【充実】

○ 図書館では、これまでも大活字本の貸し出しを行ってきましたが、障がい者等の多くの方が読みやすい大活字本の蔵書数を充実させていきます。また、これまでカセットテープで製作してきた録音図書のデイジー化を進めており、利便性・耐久性・保管に優れたデジタル録音方式であるデイジー図書の充実を図っていきます。

○ 知的障がいのある方や日本語を母語としない方など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるように工夫されているLLブックの蔵書の充実も図っていきます。さらに、障がい等により図書館へ来館することが困難な方や、読書が困難な方も含め、あらゆる立場の方々の読書環境の充実を図るため、音声読み上げ機能や文字サイズ拡大機能などを持つ電子書籍の導入を検討しています。

【拡大読書機】

【音声読み上げ機】

◆ 施策2－（2） バリアフリーの環境整備

（1） 主な現行事業

事業名	内容
バリアフリー整備促進事業	すべての人にとって暮らしやすいまちづくりの実現のため、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。

（2） 現状と課題

○ 区では、平成21年度に「荒川区バリアフリー基本構想」を策定し、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備の実現に向けた取組を進めており、令和2年度には、地区別構想やこれまでの評価をまとめ、計画を更新した「荒川区バリアフリー基本構想（更新版）」を策定しました。

○ この更新版においても、環境整備などのハード面だけではなく、「心のバリアフリー」などのソフト面も含め、総合的にバリアフリー化を進める4つの重点整備地区として、「町屋駅・区役所周辺地区」、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、「南千住駅周辺地区」及び「熊野前駅周辺地区」を指定しています。また、各地区内における特定事業計画の推進状況を管理するために、推進協議会、住民検討委員会、特定事業検討委員会を随時開催しています。

（3） 今後の方向性

○ 「荒川区バリアフリー基本構想（更新版）」に基づき、荒川区バリアフリー基本構想推進協議会を開催し、重点整備地区における各事業主体が定めた特定事業計画の進捗管理やバリアフリー推進に関する協議を行いながら、官民協働で区全体のバリアフリー化を推進していきます。

○ ハード面の環境整備だけではなく、バリアフリーを正しく理解し、相互に配慮ができる地域社会づくりのため、区民一人ひとりのバリアフリーに対する意識、理解の向上、さらには「気づき」の醸成につながるよう「心のバリアフリー」を推進していきます。

◆ 施策2－（3） 障がい者差別の解消 【重点施策④】

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい者差別解消事業	障がいを理由とする偏見や差別をなくすため、区職員への研修や民間事業者等への講演会を実施するなど意識啓発等の事業を実施しています。
ヘルプマークの配布	援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる、「ヘルプマーク」を配布しています。
人権啓発事業	障がい者差別を含めた人権問題に関する啓発を行うとともに、課題解決のための相談窓口を設置しています。

（2） 現状と課題

○ 令和3年度に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある方への合理的配慮を行うことが、義務付けられます。区では障がい者の差別解消に関するパンフレットや普及啓発用ノベルティグッズの配布を行うとともに、民間事業者等を対象とした差別解消講演会を行い、障がい者差別解消への取組を行っています。

○ 令和4年度に実施した、障がい者実態調査では、それぞれの障がい区分で「差別を感じたことがない」という回答が最も多かったものの、差別を感じたことがあるという方も知的障がい者では約25%という結果になりました。障がい者の差別解消に向けて、取組を進めていく必要があります。

【令和4年度障がい者実態調査：抜粋】
Q：差別や偏見についてどのような時に感じたことがあるか。
A：【知的障がい者】周囲からの視線が気になる（25．6%）
【精神障がい者】傷つくことを言われた（21．8%）
【障害児通所支援利用者】傷つくことを言われた（16．4%）

○ 援助が必要な方が周囲に配慮が必要なこと知らせ、援助を得やすくなる目的のため、東京都が作成し、今では全国共通マークとなった「ヘルプマーク」について、荒川区においても配布を行っています。

○ 区職員向けに、障害者差別解消法の理解や介助の実践等を行う研修を実施し、区職員における障がい理解や適切な支援方法等の習得を図っています。

○ 毎年12月4日～10日の人権週間に合わせて、人権週間講演会や人権週間パネル展の開催、区報人権週間特集号の発行などにより、人権推進の全体の取組の中で障がい理解の促進・差別解消も含めた啓発活動を実施しているほか、人権に関する様々な相談を受け付けています。

（3） 今後の方向性

○ 区民・事業所への障がい理解を図るため、普及啓発グッズによる周知や差別解消講演会等の事業を行うとともに、女性やこどもであること等による異なる支援の必要性にも留意しつつ、さらなる普及啓発を図ります。また、障がい者実態調査から、障害児通所支援利用者の方が比較的多く「差別を感じたことがある」と回答したことから、関係機関との連携を図りながら、小中学生や教員等に向けた普及啓発にも取り組んでいきます。

○ 障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による合理的配慮が義務化になることから、事業者への制度周知等が必要になります。区報等を通じて、障害者差別解消法の周知を図るとともに、誰もが安心して共に暮らせる社会の実現を目指します。

○ 区の新規採用職員や、職層の節目を迎える職員に対し、研修受講の機会を設け、障害者差別解消法への理解及び障がい者への支援方法等の知識の習得ができるよう取り組んでいきます。

○ 人権全体の取組の中で、講演会やパネル展を通して、引き続き障がい理解の促進・差別解消のための啓発活動を行っていきます。また、相談事業についても継続して実施していきます。

第5節 【基本方針3】障がい者の住まい・日常生活に対する支援

◆ 施策3－（1） グループホーム等の居住支援の推進 【重点施策⑤】

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい者グループホーム等施設整備事業	重度障がい者のグループホームや生活介護施設の新設及び改修に係る区独自の補助金を創設し、重度障がい者の居住の場の確保を図ります。
親なき後支援事業	障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を確保するために、区内で新たにグループホームを設置する事業所に、備品購入費等の一部を補助しています。
グループホーム消防設備整備補助事業	区内にグループホーム等を新たに設置する場合の整備費を補助することにより、障がい者の生活する場を確保します。

（2） 現状と課題

○ 障がい者の居住の場を確保するため、これまで区では、平成24年度にはグループホーム及び短期入所等を併設した「スクラムあらかわ」、平成30年度には「グループホームひぐらし」の整備を行ってきました。また、親なき後支援事業の一環としての「障害者グループホーム設置促進事業」、「グループホーム消防設備整備補助事業」などを行い、グループホームの整備に向け、取り組んできました。

○ 令和5年度に、重度障がい者を受け入れるグループホームへの施設整備費補助事業を民有地での建設や既存施設の改修、株式会社等の民間企業にも対象を拡大し、居住の場の確保に取り組んでいます。さらに、同年に管理事務費や備品等の開設準備経費を補助するグループホーム設置促進事業について、重度障がい者の受け入れを要件として、新たに株式会社等の民間企業も対象とし、グループホーム整備の促進に取り組んでいます。

○ 区内のグループホームの整備数は増加してきており、軽度の障がい者のグループホームについては、居住の場の確保は進んできておりますが、重度障がい者向けについては、さらなる取組が必要な状況です。

○ 令和5年度から、安心居住推進事業として、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者向けの「専用住宅」として登録した大家への改修費補助や家賃低廉化補助を開始し、障がい者を含む住宅確保要配慮者への住宅確保の取組を実施しています。さらなる体制整備を図るため、居住支援団体等の関係機関との連携が重要になります。

（3） 今後の方向性

○ 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者グループホーム等施設整備事業やグループホーム設置促進事業の制度周知等を行うほか、課題である建設用地の確保についても公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めていきます。

○ 障がい者が住み慣れた地域で自立して生活を送るためには、地域における生活を支援するとともに、その生活の基盤となる居住の場の確保に係る支援が必要となります。そのためには、グループホームなどの整備に加え、地域の関係機関が一体となって居住に係る支援を行うことも重要となることから、不動産・建築関係団体や居住支援団体、区の関係部署等からなる「（仮称）荒川区居住支援協議会」の設置の検討を進めるとともに、居住の場の確保に向けた支援策も検討していきます。

◆ 施策3－（2） グループホームの運営支援

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい者グループホーム費支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。
重度障がい者グループホーム運営支援事業	重度の知的障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経営費の一部を補助する等の支援を行っています。
重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	重度の身体障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経営費の一部を補助する等の支援を行っています。
スクラムあらかわ	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備・運営させることにより、障がい者の福祉の向上を図っています。

（2） 現状と課題

○ グループホームは、障がい者の居住の場となり、夜間も含めると、支援の時間数も多くなるため、支援体制の確保は重要となります。また、障がいの程度によって、支援方法も異なるため、事業所の質の向上を図ることが必要になります。

○ 区では、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の自立した生活の促進を図るため、グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行っています。また、区内の事業者を対象に、グループホーム連絡会を開催し、情報共有等を行う体制を確保しています。

（3） 今後の方向性

○ 障がい者の地域における自立した生活の促進のため、グループホームの運営事業者に対し運営費の補助を行う等、グループホームの安定的な運営や支援体制の確保をさらに進めてまいります。

○ グループホーム連絡会の開催を通じ、グループホーム間での情報交換や支援方法の検討を行い、技術向上を図りつつ、区内グループホームの全体の質の向上を図ります。

◆ 施策3－（3） 医療費の助成、健康管理の支援

（1） 主な現行事業

事業名	内容
心身障害者医療費助成事業	医療費の一部を助成し、心身障がい者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図っています。
難病医療費助成事業	原因不明または治療方法が確立していない特定疾病に係る医療費を軽減するため、難病患者の医療保険の自己負担について助成しています。
小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分を助成しています。
自立支援医療（更生医療）	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を助成しています。
自立支援医療（育成医療）	将来身体障がいを発生する可能性の高い児童に対し医療費を給付し、早い段階に治療（手術）を受けられるようにしています。
自立支援医療（精神通院）	精神障がい者が治療を継続し、地域での安定した社会生活を送ることができるよう通院医療について医療費の助成を行っています。
小児精神障害者入院医療費助成事業	小児精神障がい者が早期に適切な治療を受けるため、入院治療に要する費用を助成しています。
療養介護事業	医療を要する障がい者に対し、病院において機能訓練、療養上の管理、介護を行っています。

（2） 現状と課題

○ 区では、障がい等により、定期的に病院を受診し、適切な治療を必要としている方々に対し、医療費の助成や健康管理の支援を行っています。

○ また、難病法に基づく国の指定難病は、定期的に対象難病が拡大され、平成27年度7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病に、その後、定期的に拡大があり、令和3年11月では現在の338疾病に拡大されました。それに伴い、医療費助成の利用者が増加しているため、適切な情報提供などが必要になります。

（3） 今後の方向性

○ 医療等を必要としている方々に対し、ホームページや区の窓口の案内、パンフレットの配布など様々な機会をとらえ、適切な周知を図るとともに、対象者のニーズに合わせて、関係機関との連携やSNS等の様々な媒体の活用を図り、医療費助成や福祉サービス等のさらなる周知を進めていきます。

◆ 施策3－（4） こころの健康管理支援の体制整備

（1） 主な現行事業

事業名	内容
精神保健福祉ネットワーク事業	精神保健福祉に携わる実務担当者が情報交換・学習会などを通して行政と医療・保健・福祉・介護・司法等の関係機関の連携強化と顔の見えるネットワークによる連携した支援が円滑にできるよう取り組んでいます。
精神保健福祉事業	地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者が在宅で生活できるよう社会復帰及び障害福祉サービス等の相談、訪問等を行っています。
精神保健事業	精神障がい者の早期治療の促進、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、区民のこころの健康の保持増進に取り組んでいます。
薬物・酒害対策事業	アルコールや薬物等の依存症の方や家族に対して、専門医・保健師による相談や依存症の認知度を高めるための講演会等を行っています。

（2） 現状と課題

○ 精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするためには、障害福祉サービスや医療、生活支援等が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が重要になります。区では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、精神保健福祉連絡協議会・精神保健福祉ネットワーク会議・自立支援協議会地域移行部会精神ワーキンググループの3つの会議を協議の場と位置付け、保健・医療・福祉等の関係者との連携強化を図り、状況把握や分析、仕組みづくり等について検討をしています。

○ また、精神障がい者の手帳取得者の増加に伴い、今後も精神保健に関する相談対応件数の増加が見込まれます。より一層、精神障がい者が地域で安心して暮らせる社会資源の充実、人材確保・相談も含めた体制整備が必要となっています。

○ アルコールや薬物等の依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な病気です。一方で、本人自身が依存症であることを否認することで治療や支援につながりにくく、止められないのは意志が弱いからといった周囲の誤解が多い病気です。本人が依存症であることに気づき、治療へつなげるためには周囲の適切な関わりが重要ですが、正しい関わり方の知識が普及していない状況です。さらには、若年世代のインターネット・ゲーム依存、買い物依存などの多様な依存症の問題も出てきています。区では、精神科医師と民間相談員による専門相談、保健師による相談、依存症に関する講演会を行い、予防・普及啓発を進めています。

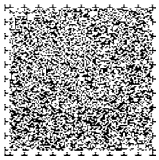

（3） 今後の方向性

○ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図るため、精神保健福祉法の改正や国の状況等を踏まえつつ、システム構築に向けた協議の場として位置付けた精神保健福祉連絡協議会等を含む3つの会議の場において、状況の把握・共有や検討、連携体制の強化等をより一層進めていきます。

○ 精神障がい者及びその家族に対して、精神科専門医による相談や保健師による相談を継続して実施し、早期発見・早期治療、治療継続等につながるよう取り組んでいきます。また、精神疾患を抱える方の家族のストレスケアも重要であるため、家族相談会を実施するとともに、講演会等を開催し、区民・関係者に精神障がいの啓発を行い、関係機関と連携を図りつつ、当事者が医療につながりやすく、暮らしやすい街づくりを目指します。

○ 引き続き、アルコールや薬物等の依存症に悩む本人及びその家族に対して、専門医と民間相談員による相談や保健師による相談を実施し、依存症の理解促進の観点から、講演会の実施や区内小中学校への健康教育を通じ、普及啓発や依存症の予防に取り組んでいきます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのイメージ】

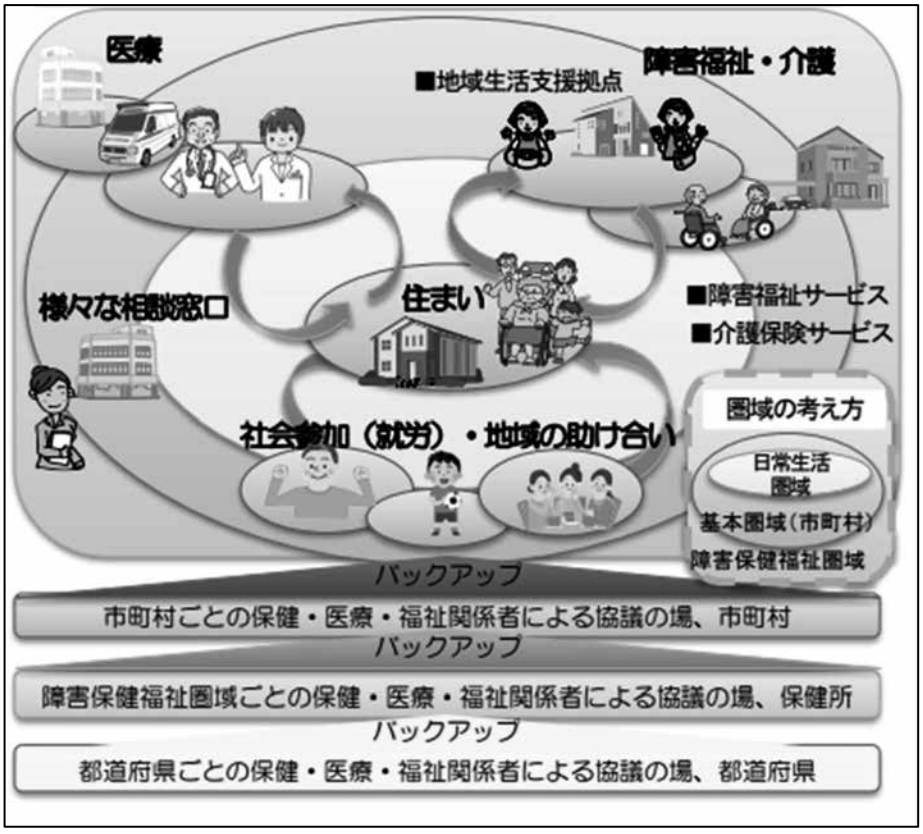

※厚生労働省の資料より

◆ 施策3－（5） 荒川ばん座位体操の実施

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい者向け健康体操事業（荒川ばん座位体操）	障がいの有無に関わらず、誰もが元気に自分らしく暮らし続けることを目標とした健康体操であり、区内の6会場では研修を受けたリーダーが中心となり体操を実施しています。

（2） 現状と課題

○ 「荒川ばん座位体操」は、ひとりでも多くの方が、いすに腰掛けた姿勢（座位）で行える10分間の体操であり、自発的に手足を動かすことができない方も、介助者と一緒に楽しく行えるものとなっています。体操を通して障がい者の健康づくりを促進するため、体操を実施し、令和4年度では、区内の4会場で体操を開催しております。

○ 区では、体操の指導者を養成するリーダー養成研修やリーダーを対象とする体操教室の運営方法やレクリエーション技術を学ぶステップアップ研修を実施し、体操の実施に向けた環境整備を行っています。

○ リーダーについては、リーダーの高齢化が進んでおり、長くリーダーを務めていただくことや新たなリーダーの養成などが必要になっています。

【リーダー人数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
リーダー人数	111人	117人	117人	117人	126人

（3） 今後の方向性

○ 荒川ばん座位体操は、ひとりでも多くの方が取り組めるよう、座った体勢で行える体操であるため、障がい者等の健康維持・健康管理の意識を高めるために重要な取組となります。引き続き、養成研修やステップアップ研修等を通じて、リーダーの養成に取り組むとともに、様々な機会をとらえ体操の周知を進め、さらなる事業の活性化を図ります。

◆ 施策3－（6） 在宅系サービス等の提供

（1） 主な現行事業

事業名	内容
ホームヘルプサービス費支給事業(居宅介護)	介護･援助を必要とする障がい者に対し、身体介護･家事援助等必要なサービスを提供しています。
ホームヘルプサービス費支給事業(重度訪問介護)	常時介護が必要な重度障がい者に、自宅で入浴や排泄、食事、見守り等の介助や外出時の移動を支援しています。
短期入所給付費支給事業	自宅で主に介護をしている人が病気等の場合、必要な期間施設で介護をしています。
緊急一時保護事業	在宅の障がい者を介護している人が、緊急的理由及びレスパイト(介護者の旅行や休養等)により、一時的に介護ができない場合に介護者に代わって支援を行います。
配食サービス事業	重度の障がいにより、食事の調理が十分にできない一人暮らしの障がい者等に対して食事を配達し、栄養と健康を確保するとともに安否の確認もしています。
留守番看護師派遣事業	医療的ケアを必要とする者又は重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、安定した地域生活の確保及び介護者の負担軽減を図っています。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が、家庭内で病気等による緊急事態に陥ったときに、消防庁や民間受信センター等の関係機関に通報できる機器を貸与しています。
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴が困難な重度の障がい者に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより健康及び衛生保持を図っています。
施設入浴 (スクラムあらかわ)	家庭で入浴が困難な重度の障がい者に対し、施設で入浴の機会を提供し、健康及び衛生保持を図っています。
理美容サービス事業	店頭で理容又は美容を受けることが困難な重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣しています。
障がい者紙おむつ購入助成事業	重度の心身障がい者に対し、紙おむつの購入費の一部を助成し、経済的負担を軽減しています。
寝具洗濯乾燥消毒事業	寝たきり状態にある重度の心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図ります。
補装具費支給事業	身体障がい者の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具を交付又は修理しています。
日常生活用具給付事業	在宅の心身障がい者や難病患者に対し、生活を容易にし、自立を高めるため、日常生活用具を給付しています。

事業名	内容
住宅設備改善給付事業	在宅の重度身体障がい者に対し、その居住する浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め介護者を支援しています。

（2） 現状と課題

○ 障がい者への在宅系サービス等については、障がいの程度に応じて、多種多様なサービスがあります。障がい者やその家族がすべてのサービスを把握することは困難なため、サービスの利用を必要としている方へ適切な情報提供を行う必要があるほか、利用者の希望に応えられるよう、サービス量の確保を図る必要があります。

○ 高齢化に伴う介護保険への移行については、関係部署や機関と連携を行っていますが、さらなる円滑な移行のため、連携の強化が必要となります。

○ 障がい者実態調査によると、家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の若者、いわゆるヤングケアラーについて、各障がい種別に、約2～13%いることがわかりました。

【障がい者実態調査から見る当事者への支援の状況について】

	身体	知的	精神	難病	障がい児	医療的ケア児等
18歳未満が支援	2.3%	7.1%	7.0%	7.1%	13.5%	8.6%
内、手助けの頻度（毎日）	4.2%	14.8%	17.2%	0.0%	23.5%	0.0%

（3） 今後の方向性

○ 福祉サービス等の利用を必要としている方に対し適切な情報提供を行うため、引き続き、ケースワーカー等による案内や福祉サービスの情報が集約された「障がい者のしおり」の発行などを行うほか、供給量の確保に向け、事業所の確保や設備の充実、研修等を行うなど、地域で安心して生活ができるよう支援していきます。

○ 障がい福祉から介護保険の移行について、それぞれの関係機関との連携強化のため、関係部署との連携や基幹相談支援センター及び地域包括支援センターによる相互の研修及び個別事例を通じた連携など、より一層体制強化に取り組んでいきます。

○ 重度訪問介護について、支援体制の充実を図るため、事業所の質の向上やサービスを行える事業所の確保に努めていきます。

○ 自らがヤングケアラーであるという認識をしていない場合もあることから、関係者が「気づく」ことが必要であるため、チェックリストを作成し、事業者等がヤングケアラーの確認を行い、支援につなげます。【充実】

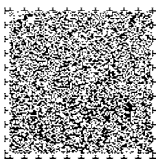

◆ 施策3－（7） 本人、保護者への経済的支援

（1） 主な現行事業

事業名	内容
特別障害者手当等（国の制度）	重度の心身障がい者の福祉の増進と所得保障を図るため、特別障害者手当等を支給しています。
重度心身障害者手当（都の制度）	心身に重度の障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする人に対して手当を支給し、福祉の向上を図っています。
心身障害者福祉手当（区の制度）	心身障がい者及び難病患者に対し手当を支給し、福祉の増進を図っています。
特別児童扶養手当（国の制度）	精神または身体に障がいを有する児童について手当を支給し、これらの児童の福祉の増進を図っています。
児童育成手当（障害手当）（都の制度）	20歳未満の心身障がい児などを扶養している方に対して手当を支給しています。
原爆被爆者援護事業（区の制度）	区内の原爆被爆者に対して、年1回見舞金を給付し、被爆者の苦労をねぎらい福祉の向上を図っています。

（2） 現状と課題

○ 障がいの程度や経済状況に応じて、各種手当を支給し、経済的な支援を通じて、福祉の増進を図っています。各種手当の支給状況は以下のとおりです。

【手当の受給者数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	227人	234人	242人	252人
重度心身障害者手当	144人	140人	141人	134人
心身障害者福祉手当	3, 633人	3, 671人	3, 672人	3, 642人
特別児童扶養手当	177人	165人	161人	161人
児童育成手当（障害手当）	109人	95人	105人	105人

○ 身体障がい者や知的障がい者への経済支援は各種手当の支給がありますが、精神障がい者の方からも経済的困窮を訴える声があがっています。障がい者実態調査では、経済的な支援を必要としていると回答した方は、約38%となっております。

【令和4年度障がい者実態調査：精神障がい者抜粋】
Q：必要だと思う制度やサービス等は。
A：経済的な支援（手当等）（38. 3%）

（3） 今後の方向性

○ 心身障害者福祉手当について、精神障がい者へ対象を拡大します。【充実】

◆ 施策3－（8） 利用者負担軽減

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障害福祉サービス利用者負担軽減事業	利用者負担額の軽減を区独自に実施しています。

（2） 現状と課題

○ 障害福祉サービスの利用については、サービス利用費の総額の10%が利用者の自己負担額となります。障害福祉サービスを多く利用する重度の障がい者の地域での自立生活を支援することを目的とし、区では独自の利用者負担軽減を行い、在宅系サービス（居宅介護系サービス、同行援護、行動援護、短期入所、通所施設、児童通所）の利用者の自己負担額をサービス利用費の総額の10%から3%に軽減しています。

（3） 今後の方向性

○ 引き続き、利用者負担軽減の事業を行い、経済的な支援を通じて、地域での自立生活を支援するとともに、利用者や障害福祉サービス事業所に対し、制度の周知を図り、より一層の適切な運用に努めていきます。

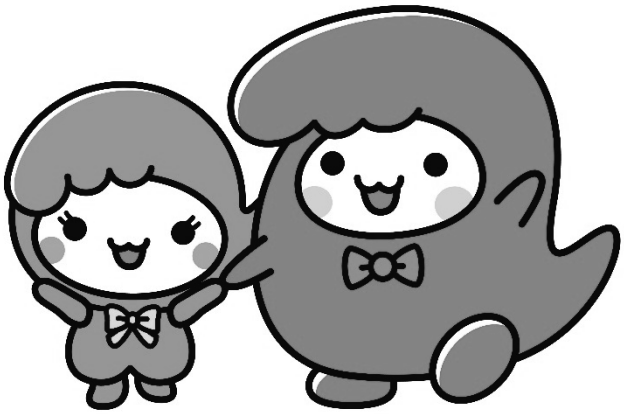

第6節 【基本方針4】障がいのある子どもの健全育成

◆ 施策4－（1） 障がい児支援の充実 【重点施策⑥】

（1） 主な現行事業

事業名	内容
荒川たんぽぽセンターの運営	通所利用の障がい児等やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児等やその家族への相談、障がい児等を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設の役割を担っています。
障がい児通所支援給付費支給事業	障がい児等が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に対応できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスを行っています。また、重度で外出困難な障がい児に対し、居宅訪問型児童発達支援を行っています。
日中一時支援事業	障がいのある児童・生徒が特別支援学校等の下校後に活動する場所を確保し、また、障がい児者に宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助、日中活動の支援等を行っています。

（2） 現状と課題

○ 地域における療育支援の中核となる「児童発達支援センター」について、令和5年度時点では、区内における設置がない状況です。障害児通所支援利用者は増加傾向にあるため、児童発達支援センターを中心とした、障害児通所支援の体制整備が必要となります。

○ 区内には、障がい児等が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に対応できるよう療育を行う、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」を行う施設があります。児童相談所の設置に伴い、これまで東京都が行っていた児童発達支援や放課後等デイサービスを含む障害児通所支援事業所の指定業務について、令和2年7月から区に業務の移管がされました。児童発達支援は、令和5年8月現在、12事業所あり、放課後等デイサービスは18事業所ありますが、障がい者実態調査の障害児通所支援利用者からの回答では、サービス提供等事業者が少ないと回答した割合が約39%となっており、事業所が不足していると感じている利用者が多くなっています。

【令和4年度障がい者実態調査：障害児通所支援利用者の抜粋】
Q1：障害福祉サービス等について、困っていることは。
A1：サービス提供事業者が少ない（39．3%）

○ 区内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所のうち、重度の障がい等の状況にある障がい児（重症心身障がい児）を主に受け入れる事業所については、令和5年8月現在、児童発達支援は2事業所、放課後等デイサービスは3事業所となっており、重症心身障がい児を支援する事業所が不足している状況にあります。

○ 荒川たんぽぽセンターでは、地域の障がい児の発達支援の相談の入り口として、心身の発達や障がいに関する一般相談や心理相談など、心理士等による専門的な相談体制を確保しています。また、令和5年度からは、障害福祉サービスにおける相談やサービスの利用計画の作成を行う障害児相談支援事業を開始しました。

○ 自立支援協議会の専門部会の一つである相談支援部会において、令和5年度より、障がいのある子ども等に関することや支援体制等について、検討を行うため、「子どもワーキンググループ」を設けました。【再掲】

○ 障がいの有無に関わらず、お互いが理解・尊重し合う社会を実現するためには、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の体制を確保する必要があります。

（3） 今後の方向性

○ 荒川たんぽぽセンターを「児童発達支援センター」へと充実させ、地域の障害児通所支援の中核的な拠点とし、専門的な支援の機能強化や他の障害児通所支援事業所への援助・助言、関係機関との連携体制の強化等を行い、地域全体の支援体制の強化を図ります。また、併せて療育定員の拡大を行い、障害児通所支援の利用者の受け皿の拡大を図ります。【新規】

○ 障害児通所支援事業所の指定については、区内の障害児通所支援の一定の質を確保するため、事業の実施を希望する法人が想定する療育の体制や法人の制度理解等を確認しつつ、事業所の指定を行っていきます。

○ 区内の障害児通所支援事業所の質の向上を図るため、障害児通所事業所連絡会の開催を通じ、制度理解の促進や情報共有等を行います。また、区内の障害児通所支援事業者等に対し、給付費等の支給及び施設運営の適正化を図るため、指導検査を継続して実施していきます。

○ 発達障がい児について、発達障がいの相談の入り口として専門的な相談支援体制を確保しつつ、家族の支援としてペアレントトレーニング、ペアレントメンター事業を実施し、発達障がい児とその家族等に対する支援を実施していきます。

○ インクルージョン推進のため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが、保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となり、関係機関との連携体制の構築・強化を図ります。【充実】

◆ 施策4－（2） 障がい児の保育・教育

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい児通所支援給付費支給事業（保育所等訪問支援）	保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応に課題のある児童に対する支援及び保育所等の職員に対する支援方法の指導・助言などの専門的な支援を行います。
障がい児の保育・教育	各公私立保育園・幼稚園において、障がい等に応じた保育・教育を実施しています。

（2） 現状と課題

○ 荒川たんぽぽセンターにおいて、インクルージョン推進を図る観点から、令和5年度に、保育所等へ訪問し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う「保育所等訪問支援」という障害児通所支援のサービスの指定を受けました。保育所等訪問支援の効果的な実施と保育所等との連携が必要になります。

○ 区内の公立や私立等の各保育園において、障がい等による特別な支援を必要とする子どもの受入れを実施しています。一方で、特別な支援を必要とする子どもについては、年々増加傾向にあるため、各保育園の受入れへの協力が必要になります。また、特別な支援を必要とする子どもの保育を適切に行うため、保育相談専門員が各保育園の保育士に対し、相談及び助言を行うなどのサポート体制を確保しています。

○ 公立幼稚園やこども園では、スクールカウンセラー（心理専門相談員）が、公立幼稚園・こども園への定期巡回相談を行い、主に子どもや保護者へのカウンセリング、対象児の行動観察、職員に対するコンサルテーションを実施し、子どもや保護者の悩みの早期解消を図っています。なお、相談内容の多様化・複雑化などにより、より専門的な相談対応が求められており、スクールカウンセラーの能力向上が必要となります。

（3） 今後の方向性

○ インクルージョン推進のため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが、保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となり、関係機関との連携体制の構築・強化を図ります。【充実】【再掲】

○ 特別な支援を必要とする子どもの受入れについて、各保育園へ受入れの協力を依頼するとともに、保育園における適切な職員体制の確保や研修等の実施による技能向上等により、保育の場の確保に努めていきます。

○ スクールカウンセラーについて、より具体的な相談事例による検討・検証を行う研修等の実施などにより、スクールカウンセラーの資質の向上を図り、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制の強化に努めます。

◆ 施策4－（3） 学齢期の子どもへの支援の充実

（1） 主な現行事業

事業名	内容
特別支援教育	特別な支援を必要とする子どもたち一人一人に応じた教育体制を構築しています。
学童クラブ等	保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない児童に対し、遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。

（2） 現状と課題

○ 特別な支援を必要とする児童生徒の障がいや発達の状況に応じて、子どもたちのもつ可能性を伸ばし、社会生活に積極的に参加できるようにするための教育の場として、区立小中学校に特別支援学級等を設置しています。特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加していることから、特別支援学級等の適正配置について再検討を行う必要があります。

○ 特別支援教育支援員等を必要に応じて、区立小中学校及び区立幼稚園・子ども園に配置し、子どもたちの学校生活や学びを支援しています。また、児童生徒の障がいの状態や発達の状況に応じて、最もふさわしい教育を受けることができるよう、保護者と共に考えていく就学相談を実施しています。

○ 学童クラブ等では、保護者の就労等の理由により、遊びや生活の場が必要な児童の受入れを行っていますが、特別な支援を必要とする子どもにおいても、障がいや発達の状況に応じて、職員を追加で配置し、受入れを行っています。また、子育て支援カウンセラーが、学童クラブ等を巡回し、子どもへの支援方法等について、助言や支援を行い、支援体制の強化を行っています。

（3） 今後の方向性

○ 特別支援学級等の在籍児童生徒数及び見込み数をもとに、適正配置について検討していくとともに、特別支援教育支援員等を対象にした研修を継続して実施し、支援の質の向上を図ります。また、就学相談について、就学相談委員会での判断を丁寧に説明し、子どもたちにとって適切な教育の場を選択できるように支援をしていきます。

○ 引き続き、学童クラブ等において、職員体制を確保しつつ、特別な支援を必要とする子どもの受入れを行うとともに、子育て支援カウンセラーの巡回等を通じて職員の質の向上を図ります。

○ 荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、特別な支援を必要とする子どもへの支援に関する援助・助言など、学校や学童クラブ等との連携を図り、インクルージョン推進の体制整備を行います。【充実】

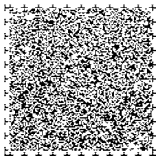

◆ 施策4－（4） 医療的ケア児等の支援 【重点施策⑦】

（1） 主な現行事業

事業名	内容
医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児が地域において安心して生活を営めるよう、医療的ケア児等支援協議会の設置や医療的ケア児等地域コーディネーターの配置などを実施しています。
留守番看護師派遣事業【再掲】	医療的ケアを必要とする者又は重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、安定した地域生活の確保及び介護者の負担軽減を図っています。
日常生活用具給付事業(自家発電装備等)【再掲】	災害時の安全確保等のため、在宅人工呼吸器使用者に対して自家発電装備等の購入費の一部の助成をしています。
医療的ケア児保育事業	保育所等において集団保育を希望する医療的ケア児を受け入れることができるよう、区内の保育所等の受入れ体制の整備を支援しています。
医療的ケア児支援事業	医療的ケア児が地域の学校等で安心して教育を受けられるように、看護職員を配置するなど医療的ケアを安全に実施するための体制整備を図ります。

（2） 現状と課題

○ 医療的ケア児等に対する支援体制の充実を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関で構成する「荒川区医療的ケア児等支援協議会」を令和2年度に設置し、医療的ケア児等の支援ニーズの把握や必要な支援策について検討を行っています。

○ 医療的ケア児等への支援では、病院や保育、学校、障害福祉施設など多数の機関が関わることがあるため、医療的ケア児等をそれぞれの発達段階や状態に応じて、関係機関と連携しサポートする、「医療的ケア児等地域コーディネーター」を配置しています。また、医療的ケア児等と暮らすきょうだい児がいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、きょうだい児が保護者とふれあう時間等を確保できるように支援する、「医療的ケア児等家庭家事サポート事業」も実施しています。なお、両事業とも令和4年度から開始した事業であることから、事業の認知度を上げていく必要があります。

○ 令和4年度には、留守番看護師派遣事業について、既存の対象者に加えて医療的ケア児も対象とし介護を行っている家族の負担軽減を図っています。また、日常生活用具給付事業について、医療的ケア児等を含む在宅人工呼吸器使用者に対して自家発電装備等の購入費の一部の助成を行い、在宅療養における安全・安心を確保する体制の整備を図っています。

○ 医療的ケア児保育事業では、保育所等における医療的ケア児の受入れにあたり、看護師や保育士等の配置に係る人件費や施設整備費等への補助、医療的ケア児の受入れへの研修の受講支援を行っています。

○ 医療的ケア児支援事業では、医療的ケア児を受け入れる学校に対して、看護職員の配置の実施や学校教職員への医療的ケアの研修の実施など、医療的ケア児が地域の学校等で安心して教育を受けられるような体制整備を図っています。

○ 重度の医療的ケアや重症心身障がい児等について、車いすやストレッチャーなど、移動が困難な方がいるため、移動への支援が必要となります。

（3） 今後の方向性

○ 医療的ケア児等支援協議会を開催し、医療的ケア児等の支援ニーズの把握を図りつつ、区における医療的ケア児等への支援の状況について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と課題の共有を行い、支援策について検討を行っていきます。

○ 医療的ケア児等地域コーディネーターや医療的ケア児等家庭家事サポート事業、留守番看護師派遣事業など、必要な方が必要な時に支援を受けられるよう、医療的ケア児等の支援に係る事業の情報発信を行い、医療的ケア児やその家族の方が地域において安心して生活を営める体制を構築していきます。

○ 医療的ケア児を含め、特別な支援を必要とする子どもの保育園や学校等での受入れニーズが高まっていくことが想定されるため、高まるニーズに対し、柔軟に対応できるよう、各保育園や学校等とより一層の協力関係を構築するとともに、受入れ体制の整備を支援していきます。

○ 医療的ケアや重症心身障がい児等について、リフト付きタクシーの費用助成の拡大など外出支援に向けた環境整備を行います。【新規】

【コーディーネーターのパンフレット】

第7節【基本方針5】障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

◆ 施策5－(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練等

(1) 主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業(生活介護)	常に介護を必要とする方に対し、日中の時間帯に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動等を行っています。
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業(自立訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行っています。
障害福祉サービス等相談支援事業費(自立生活援助)	自宅で生活をする方に訪問や相談対応を行い、自立した日常生活を送るために必要な援助を行っています。
荒川生活実習所運営事業、尾久生活実習所運営事業	主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行う2施設を指定管理施設として運営し、生活の充実及び社会的な自立を支援しています。
障がい者グループホーム等施設整備事業【再掲】	重度障がい者のグループホームや生活介護施設の新設及び改修に係る区独自の補助金を創設し、重度障がい者の居住の場の確保を図ります。

(2) 現状と課題

○ 特別支援学校の卒業生の進路先の一つとして、荒川生活実習所や尾久生活実習所の生活介護施設が選ばれておりますが、区内の生活介護施設の定員数について、今後の特別支援学校の卒業生の見込み等を考慮した上で、不足しないよう定員数を確保していくことが必要になります。

○ 令和5年度に、民有地での建設や既存施設の改修などを対象に含んだ、生活介護施設への施設整備費補助事業を新たに開始し、障がい者の日中活動の場の確保に取り組んでいます。

(3) 今後の方向性

○ 障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行い、区内の生活介護施設の誘致を図り、重度障がい者の日中活動の場の確保を進めていきます。また、特別支援学校の卒業生の動向等を見ながら、指定管理の生活介護施設の定員の拡大を検討していきます。

○ 生活介護施設における医療的ケアを必要とする方の受け入れについては、医療的ケアの方でも、自立に必要な指導・訓練等を安心して受けられるよう、指定管理施設の受入れ体制の強化に努めていきます。

◆ 施策5－（2） 機能訓練

（1） 主な現行事業

事業名	内容
機能訓練（荒川たんぽぽセンター）	18歳以上の主に身体障がい者を対象に、機能回復訓練、生活訓練、創作的活動など、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図るための機能訓練を実施しています。
高次脳機能障がい者支援促進事業（荒川たんぽぽセンター）	高次脳機能障がい者、その家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、適切に支援しています。

（2） 現状と課題

○ 荒川たんぽぽセンターでは、18歳以上の主に身体障がい者を対象として、機能訓練を実施しています。

○ また、荒川たんぽぽセンターにおいて、高次脳機能障がい者へ外出訓練や調理訓練などの生活訓練の支援を実施していますが、高次脳機能障がい者の支援は、確立された支援プログラムがないこと、また、個別性が高いことで専門性が高くなるなど、障がい特性に応じた丁寧な支援が必要となります。

○ 高次脳機能障がいは、外見では障がいということがわかりにくく、周囲の理解が得られにくいという現状があるため、高次脳機能障がいの周知や理解促進を図る必要があります。

（3） 今後の方向性

○ 高次脳機能障がいの方への支援については、障がいの特性により、支援内容が多様であることから、理学療法士や作業療法士などの様々な職種によるチームでの支援を行っていきます。また、支援には専門性が求められるため、様々な研修を通じ、支援に関わる職員のさらなるスキルアップを図ります。

○ 高次脳機能障がいの理解促進を図るため、講演会の開催等を行っていきます。

◆ 施策5－（3） 施設入所支援・障害児入所支援

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（施設入所支援）	在宅では充分に介護を受けることができない場合、自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設等への入所支援を行っています。
障害児入所支援	障害児入所支援施設において、保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識技能の訓練を受けるための支援を行っています。

（2） 現状と課題

○ 施設に入所する障がい者に対して、主に夜間、入浴、排せつ及び食事等の介助や生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行っています。なお、施設入所における地域移行の取組が進み、施設入所者数は減少傾向にありますが、障がい者への支援の状況や家族の意向など、適切にニーズを把握し、施設入所の支給決定を行う必要があります。

○ 児童相談所の設置に伴い、これまで東京都が行っていた障害児入所給付費の支給決定や障害児入所施設の指定業務について、令和2年7月から区に業務が移管されました。

○ 子ども家庭総合センターでは、障害児入所給付費の支給申請を受け付けるとともに、児童・保護者の意見・状況を調査して入所先を探す支援、すぐに入所できない場合の在宅サービス等の提供先の紹介等、様々なニーズに対応する機関として障がい児支援を行っています。

（3） 今後の方向性

○ 地域移行の促進を図りつつ、施設入所することが必要な障がい者については、障がい者やその家族の意向を適切に把握し、適切な支援が行えるよう、関係機関と連携を図っていきます。

○ 障害児入所支援については、児童福祉法の改正の趣旨を踏まえつつ、引き続き、施設、福祉事務所、市町村、特別支援学校その他関係機関と連携して、子どもの発達状況や家庭の事情に応じた、適切かつ必要な支援を提供します。

◆ 施策5－（4） 就労支援の強化 【重点施策⑧】

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障害者就労支援センター運営事業(じょぶ・あらかわ)	就労を希望する人に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供し、一般就労を支援します。また、就労中の者に対しては、職場定着の支援をしています。
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業 (就労移行支援)	一般企業等への就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識の習得や能力向上を図るための訓練を行っています。
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業 (就労定着支援)	一般就労に移行した人の移行後について、就労の継続を図るため、日常生活や社会生活に関して相談や助言の支援をしています
障がい者雇用支援事業	一般企業等への就労を希望する人を対象に、就労するための能力を身に付けるための訓練を行っています。
特例子会社との連携	特例子会社を設立しようとしている企業に対し、障がい者雇用に係る支援を行っています。

（2） 現状と課題

○ 区では、障害者就労支援センター（以下「じょぶあらかわ」という。）を荒川区社会福祉協議会に委託し、就労・生活支援コーディネーターなど専任の職員が、本人や家族、企業からの相談を受け、就労機会の拡大や安心した就労を図るための支援をしています。また、じょぶあらかわでは、障がい者の自宅や勤務先を定期的に訪問し、必要な指導・支援を行う「就労定着支援」を実施する事業所と連携しながら、障がい者の就労の定着に向けた支援も行っています。

○ 就労の機会の拡大などにより、じょぶあらかわの登録者数については、年々増加傾向にあります。令和5年度には、じょぶあらかわの人員を増やすなど、支援体制の強化に努めてきておりますが、国の動向などを考慮すると、今後も一般就労をする方は増加すると想定され、さらなる就労支援体制の強化が求められます。また、働きづらさなどを感じている方に対する相談先などの周知も必要になります。

【じょぶあらかわの利用者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	518人	570人	623人	681人	720人

○ 就労支援について、区では、庁内における清掃及び施設受付の実習による就労訓練や接客・配膳作業等の実習を行う喫茶補助訓練を実施しています。さらに、障がい者の一般就労のためのスキルアップを図り、自立と社会参加を促進するため、スタート町屋でパソコン講習やビジネスマナー講習を実施しています。

○ 企業に障がい者雇用の理解の促進を図り、積極的な雇用につなげるため、「企業向け障がい者雇用促進セミナー」を実施しています。

○ また、国の事業のうち、自営等や企業で働く重度障がい者等に対して、重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を行う「重度障害者等就労支援特別支援事業」について、重度障がい者等の就労やその移動を支援するため、事業の活用を検討していく必要があります。

（3） 今後の方向性

○ 令和8年度までに、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げとなるほか、障がい者の雇用が求められる企業の範囲が拡大されます。さらに、障がい特性で長時間の勤務ができない障がい者の方に対し、雇用の機会を拡大するため、令和6年度以降、精神障がい者や重度の身体障がい者・知的障がい者について、週所定労働時間が10時間以上20時間未満でも雇用率上、算定ができるようになります。このような状況を踏まえ、区においても、じょぶあらかわによる就労及び生活面での支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援事業所などの関係機関との連携を強化し、障がい者の就労への支援体制の強化を図っていきます。

○ 働きづらさを感じている方に対し、働きづらさ等の要因となっている病状や発達特性などの相談については保健所の保健師が支援しており、障害者手帳がない方については、就労支援課のわかもの就労サポートデスク、障害者手帳取得者については、じょぶあらかわが相談窓口となり、各々関係機関と連携を図りながら、支援に取り組んでいきます。

○ また、就労を希望する障がい者のニーズや社会状況に対応し、本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供するため、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が新設されます。当サービスを積極的に周知するとともに、就労選択支援のサービスを実施する事業所と関係機関との連携体制を構築し、さらなる就労支援の強化を図ります。

○ 清掃及び施設受付の実習による就労訓練や接客・配膳作業等の実習を行う喫茶補助訓練、パソコン講習、ビジネスマナー講習などの訓練を実施し、障がい者の就労に向けた取組を行っていきます。

○ 障がい者の雇用にあたっては、雇用を行う企業側の障がい者に対する理解や配慮が必要になります。そのため、引き続き、企業向け障がい者雇用促進セミナーを開催し、企業における障がい者理解の促進を図り、より一層雇用機会の拡大を図っていきます。

○ 重度障害者等就労支援特別支援事業について、重度障がい者等の就労やその移動におけるニーズを把握し、事業の活用を行っていきます。【新規】

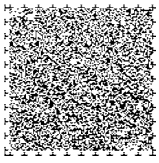

◆ 施策5－（5） 福祉的就労の支援

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業 （就労継続支援）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。A型は雇用型で、利用者には賃金が支払われます。B型は非雇用型で、利用者には工賃が支払われます。
荒川福祉作業所運営事業	一般就労が困難な心身障がい者に対して、継続的な作業活動及び生活能力向上等を支援する施設を運営することで、地域で自立した生活を送れるようにしています。
作業所等経営ネットワーク支援事業	障がい者就労関係施設等の会議を開催し、施設間の情報交換を行う等して連携の強化を図ります。福祉作業所の受注活動を支援し、企業等からの作業受注の際にコーディネートを行っています。
日中活動サービス事業等補助事業	一般就労の困難な人に福祉的就労の場を提供する福祉作業所の運営を支援しています。

（2） 現状と課題

○ 区では、一般就労が難しい方に対し、区立の荒川福祉作業所や民間の就労継続支援事業所において、福祉的就労として、生産活動にかかる知識や能力の向上・維持を図るため、支援をしています。また、就労継続支援事業所を対象に、経営改善及び工賃向上を目指した研修を実施し、地域の福祉的就労の支援体制の強化に取り組んでいます。

○ 就労継続支援事業所では、事業所ごとにおける作業の発注状況に応じ、利用者へ工賃が支払われることとなりますが、現在の区の平均工賃は、国や東京都の平均賃金を下回っており、平均賃金の上昇のためには、より高い工賃の作業への移行や付加価値の高い自主製品の開発が必要となります。

○ 就労継続支援B型の事業所の工賃の上昇を図るため、単独作業所では対応できない大規模請負案件の共同対応が可能となる共同受注の拠点を設置し、作業の受注幅の拡大を図っています。

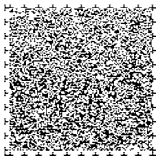

○ 就労継続支援事業所において、利用者が作成する自主製品の販売を行う「ふれ愛マーケット」を開催し、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図るとともに、平均賃金向上のための自主製作品の販路拡大を行っています。また、令和4年度には、リニューアルした荒川遊園において、事業所の自主製品の販売を行っています。

（3） 今後の方向性

○ 就労継続支援事業所における平均賃金の向上のため、各事業所で作成する自主製作品の新たな販路の拡大や付加価値の高い製品の販売など、各事業所へのより一層の支援を行っていきます。

○ 大規模請負案件への対応や受注幅の拡大、近隣区とのネットワークの強化など、共同受注の拠点を中心とし、さらなる工賃の向上を図っていきます。

【ふれ愛マーケットの様子】

◆ 施策5－（6） 同行援護・行動援護・移動支援

（1） 主な現行事業

事業名	内容
ホームヘルプサービス費支給事業（同行援護）	視覚障がい者に対し、行動するときに必要な介助や外出時の移動を支援しています。
行動援護	知的障がい者や精神障がい者により、行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な方に対し、行動時の介助や支援をするサービスです。
移動支援	全身性障がい者、視覚障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際にガイドヘルパーを派遣し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

（2） 現状と課題

○ 障がい者の日常生活や社会生活の支援に向け、行動や移動について、同行援護や行動援護、移動支援を実施しています。

○ 移動支援については、利用者数の増加に伴い、希望する時間帯での利用が困難になるなど、移動支援事業所数や人員の不足等が課題となっています。また、同行援護においても、ヘルパーの高齢化等の状況が見られ、人員の確保や人材の育成の必要があります。

○ また、国の事業のうち、自営等や企業で働く重度障がい者等に対して、重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を行う「重度障害者等就労支援特別支援事業」について、重度障がい者等の就労やその移動を支援するため、活用を検討していく必要があります。【再掲】

（3） 今後の方向性

○ 移動支援について、利用者のニーズを把握するとともに、移動支援を実施する事業とのマッチングを支援する等、事業を充実していきます。また、同行援護についても、ヘルパーの確保・質の向上を図るため、資格取得費用の助成や同行援護従業者養成研修の周知を図るなど、人材の確保・育成に努めていきます。【充実】

○ 重度障害者等就労支援特別支援事業について、重度障がい者等の就労やその移動におけるニーズを把握し、事業の活用を行っていきます。【新規】【再掲】

◆ 施策5－（7） 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援

（1） 主な現行事業

事業名	内容
福祉タクシー事業 （福祉タクシー券）	外出に支障のある人に対し、通院や日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を交付しています。
福祉タクシー事業 （リフト付タクシー）	通常のタクシー利用が困難な人に対し、リフト付タクシーを利用した場合に、利用料金の一部を助成しています。
自動車燃料費助成事業	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成しています。
コミュニティバス障がい者利用負担助成	区内を運行するコミュニティバスの運賃を、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神保健福祉手帳の所持者については無料としています。

（2） 現状と課題

○ 区では、通院等による健康の維持や社会参加による生活圏の拡大等のため、福祉タクシー券の交付やリフト付タクシーの利用助成、自動車燃料費の助成などを実施しています。

○ 区で実施している交通機関等や車の運転に係る支援については、障害者手帳を取得している方への支援となっており、難病患者など、手帳不所持の方への支援策の検討が必要になります。また、障がい者実態調査では難病患者に関し、「医療費の負担が大きい」や「医療機関が近くにない」といった回答の割合が高くなっています。

【令和4年度障がい者実態調査：難病患者の抜粋】
Q：医療や健康管理について困っていることは。
A：医療費の負担が大きい（26．7%）
　専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない（21．2%）

（3） 今後の方向性

○ 交通機関や車両における移動等に係る支援を行い、通院その他の外出による健康の維持、社会参加等の促進を図ります。

○ 難病患者への支援の充実に向け、難病患者を対象とした通院支援を行います。【新規】

◆ 施策5－（8） パラスポーツの推進

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障がい者運動会	障がい者団体の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」を支援しています。
パラスポーツ事業	パラスポーツ教室の開催やパラスポーツサポーター養成講習会や初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施など、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進などに取り組んでいます。

（2） 現状と課題

○ 荒川区心身障害児者福祉連合会が主催する「荒川区障害者大運動会」が毎年秋に開催されておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度と令和3年度は開催ができておりませんでした。令和4年度には、区内の民間作業所や荒川区社会福祉協議会が主催していた「ハートの運動会」と統合し、新たな運動会として「ハートフル運動会」を荒川総合スポーツセンターにて開催しました。

○ 東京2020パラリンピック競技大会におけるパラアスリートたちの活躍以降、パラスポーツへの関心は高まっており、区民へのパラスポーツ推進の好機となっています。区では、令和元年度に実施した荒川総合スポーツセンターのリニューアル工事においてバリアフリー化を推進し、障がい者の方が身近にスポーツに取り組むことができる施設を整備するとともに、パラスポーツの体験・紹介等を行うパラスポーツフェスティバルやパラスポーツ教室を積極的に開催するなど、パラスポーツの推進に取り組んでいます。また、パラスポーツサポーター養成講習会や初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施など、パラスポーツに関する基礎知識を持つ人材の育成にも取り組んでいます。

（3） 今後の方向性

○ 障がい者及び家族の親睦・交流の場となっているハートフル運動会の開催を支援し、障がい者のレクリエーションの充実と一層の社会参加の促進を行います。

○ 障がいの有無に関わらず誰でも気軽に取り組めるパラスポーツを通じて、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者に対する理解が深められるよう、引き続き、各種のパラスポーツ体験会や教室の実施、パラスポーツサポーター等の養成を推進することに加えて、今後、大規模改修工事を実施するあらかわ遊園スポーツハウスや、三河島駅前北地区の再開発事業で建設する多目的アリーナにおいても、誰もがスポーツに親しめる環境を整備するなど、ソフトとハードの両面からパラスポーツを支える仕組みづくりを進めていきます。

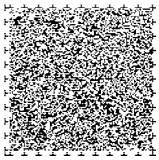

◆ 施策5－（9） 文化芸術活動の促進 【重点施策⑨】

（1） 主な現行事業

事業名	内容
文化芸術活動の促進	生活実習所や福祉作業所等において、障がい者が文化芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、社会参加・交流を促進しています。
心身障がい者青年教室「さくら教室」	区立中学校特別支援学級卒業生及び区内の知的障がい者を対象に、知識や技能の習得や余暇活動の充実、個性や特性を発揮する場の創設を目的として教室を開催しています。

（2） 現状と課題

○ 荒川生活実習所や尾久生活実習所などの指定管理施設では、施設の利用者が作成した絵画やステンドグラス等の創作作品を施設公開時などに展示し、ゆいの森あらかわにおいても展示しています。また、支援センターアゼリアでは、様々なプログラムを行い、中にはレザークラフトのプログラムなどの講師を招いて、利用者の作成の支援を行っています。

○ 12月上旬の障がい者週間では、区役所1階の総合相談窓口前にて、来庁者向けに、指定管理施設での取組の周知や利用者の作品の展示などを行っています。

○ 心身障がい者青年教室「さくら教室」では、音楽・美術などを行うクラブ教室や城北ブロック４区合同レクリエーション大会などを行っています。また、文化交流推進課や荒川たんぽぽセンター、東京藝術大学卒業生グループとの連携により、知的障がい・発達障がいのある子どもとその保護者を対象としたアートワークショップ（アートセラピー）を実施しています。

○ 障がい者実態調査では、文化芸術などの活動を実施していないと回答した割合が約50％を超える障がい種別もあり、全体的に見ても活動をしていない方が高い傾向にあり、文化芸術活動に触れる機会の創出やイベントの周知等が必要となります。また、調査の結果、特に医療的ケア児等の割合が高く、文化芸術活動を行う上での困りごとなどについての調査では、「電車やバスなどの利用が不便」と回答した割合が最も高くなっています。医療的ケア児等の方は、車いすやストレッチャーなど移動が難しい方もいるため、文化芸術や余暇活動を行う上での支援が必要となります。

【障がい者実態調査から見る1年間の文化芸術活動の実施について】

	身体	知的	精神	難病	障がい児	医療的ケア児等
特になし	41.8%	26.5%	29.8%	35.4%	15.0%	50.6%

【令和4年度障がい者実態調査：医療的ケア児等の抜粋】
Q：文化・芸術・余暇活動等の活動をする際に、困ることや活動しにくいことは。
A：電車やバスなどの利用が不便（21.1%）

（3） 今後の方向性

○ 障がい者の文化芸術活動を促進するため、イベントなどについて、より効果的な周知方法を検討していきます。

○ 今後も、荒川たんぽぽセンターをはじめとする、障がい者関連施設等と連携し、ワークショップ等を通じて、創作等の文化芸術活動をさらに促進していきます。また、区内施設の利用者が作成した作品について、引き続き、区役所やゆいの森あらかわ等で展示を継続するとともに、東京都立大学荒川キャンパスなどの成果の発表の場の拡大に努め、作品を通した交流・理解促進や障がい者が地域で自分らしく輝くための環境づくりに取り組んでいきます。

○ 医療的ケアや重症心身障がい児等について、リフト付きタクシーの費用助成の拡大など外出支援に向けた環境整備を行います。【新規】【再掲】

【区役所での展示】

◆ 施策5－（10） 地域活動支援センターの運営

（1） 主な現行事業

事業名	内容
たんぽぽセンターにおける障がい者地域自立生活支援センター事業（講座等）	在宅の障がい者に対し、福祉サービスや社会資源の利用援助及び情報の提供を行うことにより、地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図っています。
精神障害者地域生活支援センター運営事業（地域活動支援センター事業）	精神障がい者の特性等にあわせた多様なプログラムと個別及びグループ相談を行い、復帰と自立、社会参加の促進を図っています。
スクラムあらかわ運営事業（地域活動支援センター事業）	生活訓練、創作的活動等により、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図っています。

（2） 現状と課題

○ 地域活動支援センターは、障がい者等が通所する施設において、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法に基づく施設です。

○ 現在、区内には、荒川たんぽぽセンター（身体障がい者・高次脳機能障がい者対象）、支援センターアゼリア（精神障がい者対象）、スクラムあらかわ（知的障がい者対象）の3か所で地域活動支援センターとして運営をしています。荒川たんぽぽセンターでは機能訓練・生活訓練及び自立生活支援セミナー・高次脳機能障がい講演会の開催、支援センターアゼリアでは書道墨絵や写真同好会など多種多様なプログラムの実施、スクラムあらかわでは、各種プログラムによる創作活動や生産活動などを実施しています。

（3） 今後の方向性

○ 地域活動支援センターでは様々なプログラムの提供を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図っていきます。さらに、プログラムの提供については、利用者のニーズの把握を行い、利用者の特性に沿った支援が行えるように、地域活動支援センターと連携を図りながら取り組んでいきます。

◆ 施策5－（11） 障害者福祉会館の運営

（1） 主な現行事業

事業名	内容
障害者福祉会館運営事業	障害者福祉会館「アクロスあらかわ」を運営し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図っています。

（2） 現状と課題

○ アクロスあらかわは、障がい者の自主的活動の場の提供や福祉サービスの利用支援、社会参加の促進を目的として、運営をしています。

○ 障がいのある方の自主的な活動の場や交流の場として、ホールや会議室などを貸し出すとともに、料理教室やパソコン講座といった文化・教養講座を開催し、障がい者の社会参加を促進しています。

○ また、施設でのバリアフリーへの対応として、車椅子の方がエレベーターの操作ができるように足元にもボタンを設置したり、聴覚障がい者向けに緊急時の警報を目で見て分かるように伝えるフラッシュライトを設置したりしています。心のバリアフリーとしても、障がいのある人を講師とした障がい者理解や福祉教育を実施し、障がい理解へ向けた情報発信にも取り組んでいます。

（3） 今後の方向性

○ 障がい者の自主的活動の場の提供や福祉サービスの利用支援を行うとともに、障がいの有無に関わらず、様々な方との交流の場となるよう施設の運営を行っていきます。
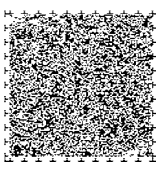
【アクロスあらかわの外観】